

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

条 例

宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額(以下この項)」を「課税山林所得金額(次号)」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額(以下この項)」を「課税退職所得金額(同号)」に改める。

第四十一条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第四十三条第一項第一号ハ中「同条第十二号の七の二」を「同条第十二号の六の七」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七條の前に見出しとして「(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)」を付し、同条を次のように改める。

第七條 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第二十七條第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第二十七條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

成三十一年」に改め、同条第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七條の前に見出しとして「(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)」を付し、同条を次のように改める。

第七條 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第二十七條第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七條第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第二十七條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第二十七條第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第二十五條第二項に規定する課税総所得金額から第二十六條第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

| | |
|-----------------------|----------|
| 百九十五万円以下の金額 | 八十五分の五 |
| 百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額 | 八十分の十 |
| 三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額 | 七十分の二十 |
| 六百九十五万円を超え九百万円以下の金額 | 六十七分の二十三 |
| 九百万円を超える金額 | 五十七分の三十三 |

附則第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 平成二十八年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての前條の規定の適用については、同條第二項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十百分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二二」と、「七十百分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七百分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七百分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第十條に次の一項を加える。

2 第三十八條第一項第一号イに掲げる法人に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)分の事業税に限り、法附則第九條第十三項から第十七項までの規定による。

附則第十条の二第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・五〇四」を「百分の〇・七五六」に改め、同号ロ中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三一五」に改め、同号ハの表中「百分の三・九九」を「百分の三・二五五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八三二」に、「百分の七・五六」を「百分の六・三三」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・五〇四」を「百分の〇・七五六」に改め、同号ロ中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三一五」に改め、同号ハ中「百分の七・五六」を「百分の六・三三」に改める。

附則第十条の二の三中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条の表

第四十一条第一項第一号ハの表の項中

| | |
|--------|--------|
| 百分の三・八 | 百分の二・二 |
| 百分の五・五 | 百分の三・二 |
| 百分の七・二 | 百分の四・三 |

を

に改め、附則第十条の二の三の表第四十一

| | |
|--------|--------|
| 百分の三・一 | 百分の一・六 |
| 百分の四・六 | 百分の二・三 |
| 百分の六 | 百分の三・一 |

条第三項第一号ハの項中

| | |
|--------|--------|
| 百分の七・二 | 百分の四・三 |
|--------|--------|

を

百分の六

| |
|--------|
| 百分の三・一 |
|--------|

に改め、同表附則第十条の二第一項第一号

ハの表の項中

| | |
|----------|----------|
| 百分の三・九九 | 百分の二・三九 |
| 百分の五・七七五 | 百分の三・四七五 |
| 百分の七・五六 | 百分の四・六六 |

を

百分の三・二五五

| |
|----------|
| 百分の一・七五五 |
|----------|

| | |
|---------|---------|
| 百分の四・八三 | 百分の二・五三 |
| 百分の六・三 | 百分の三・四 |

に改め、附則第十条の二の三の表附則第十

条の二第三項第一号ハの項中

| | |
|---------|---------|
| 百分の七・五六 | 百分の四・六六 |
|---------|---------|

を

百分の六・三

| |
|--------|
| 百分の三・四 |
|--------|

に改める。

附則第十条の八第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第六十一条の二第一項」を「第六十一条の二第一項又は附則第十一条の二第二項」に改める。

附則第十一条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の二の見出しを「（不動産取得税の減額）」に改め、同条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県税事務所長は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第五十三条の二第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は

性能の向上に資する改修工事で令附則第九条の三第一項に規定するものを行った後、当該改修工事をを行った当該改修工事対象住宅で同条第二項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

附則第十一条の二の第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条を附則第十一条の四とし、附則第十一条の二の次に次の二条を加える。

（宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予）

第十一条の二の二 県税事務所長は、不動産取得税の納税義務者から当該不動産取得税について前条第二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同項に規定する取得の日から二年以内の期間を限つて、その取得した住宅に係る不動産取得税のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の取得の日から二年以内に、当該住宅について前条第二項に規定する改修工事を行うこと、当該改修工事を行った後、当該住宅を個人に譲渡すること及び当該住宅を当該個人の居住の用に供することを証明するに足りる書類を添付して、第五十七条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを県税事務所長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 納税義務者が前条第二項に規定する宅地建物取引業者であること。

三 住宅の所在地、家屋番号、新築年月日、構造及び床面積

四 住宅の取得年月日

五 前条第二項に規定する改修工事の着工及び完了の予定年月日

六 納税義務者が住宅を個人に譲渡する予定年月日

七 住宅を譲渡された個人が居住の用に供する予定年月日

八 その他知事が必要と認める事項

3 第十四条第三項の規定は、第一項の場合における不動産取得税の徴収猶予の取消しについて準用する。

（宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の還付）

第十一条の二の三 県税事務所長は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収

した場合において当該不動産取得税について附則第十一条の二第二項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

2 前項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 納税義務者が附則第十一条の二第二項に規定する宅地建物取引業者であること。

三 住宅の所在地、家屋番号、新築年月日、構造及び床面積

四 住宅の取得年月日

五 附則第十一条の二第二項に規定する改修工事の着工及び完了の年月日

六 納税義務者が住宅を個人に譲渡した年月日

七 住宅を譲渡された個人が居住の用に供した年月日

八 その他知事が必要と認める事項

附則第十一条の四第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「法附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「同条第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「。次項」を「。以下この条及び附則第十一条の四の三」に改め、同号イ中「又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第七項において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「この項及び次項」を「この条及び附則第十一条の四の三」に改め、同号イ(3)中「この条」の下に「及び附則第十一条の四の三」を加え、「第四項」を「以下この号及び附則第十一条の四の三」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「平成二十七年以降」を「平成二十七年以降」に、「平成三十二年以降」を「平成三十二年以降」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第二項第二号中「。次項」を「。以下この条」に改め、同号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号イ(1)中「附則第四条の四第十項」を「附則第四条の四第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ハ(1)中「附則第四条の四第十四項」を「附則第四条の四第十五項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十一条の四の三第四項から第七項まで」を「附則第十一条の四の三第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ロ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十項に適合するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第三項第二号イ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」

に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

- 4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。
- 一 次に掲げるガソリン自動車

- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十八項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するものに限る。)

で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十一条の四の三第六項から第十一项までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定に

かわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車(平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則附則第四条の六第一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この

項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として同条第二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の第三第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。)
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の第三第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率率算定自動車に限る。)
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第七項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の第三第八項中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六の第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。))並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。))を備えるもの」を加え、「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六の二第七項」に、「平成二十七年三月三十一日(第一号)」を「平成二十九年三月三十一日(第四号)」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六の二第八項」に、「であつて」を「(第十一項において「バス等」という。))であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。))で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの」を「(法施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの(以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの(以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に、「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六の二第十二項」に改め、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「(法施行規則附則第四条の六第十一項に規定するけん引自動車に限る。)」を

削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十一条の四の三第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十一条の四の三第六項中「附則第四条の六の二第五項」を「附則第四条の六の二第五項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第四條の六の二第六項」を「附則第四條の六の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第四條の六の三第三項」を「附則第四條の六の二第三項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第十一條の四の三第五項を「附則第十一條の四の三第七項」に改め、同項第二号中「附則第四條の六の二第四項」を「附則第四條の六の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第四條の六の二第一項」を「附則第四條の六の二第一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に、「附則第四條の六の二第二項」を「附則第四條の六の二第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十一条の四第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第九項に規定するもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十一条の四第四項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十一条の四第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4 法附則第十二条の二の七第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一項に規定するものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第九十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

5 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第二百二条の十三第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十一条の六第四項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条 削除

（狩猟税の課税免除）

第十五条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措

法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第六十四条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第六十四条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

3 前二項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者の登録がこれらに規定する狩猟者の登録に該当する旨を証明する書類を添付しなければならない。

（狩猟税の税率の特例）

第十六条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この条において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この条において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第

九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者の登録が軽減税率適用登録の要件を満たすことを証明する書類を添付しなければならない。（県税減免条例の一部改正）

第二条 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「法附則第五十五条第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条の規定による改正前の法（次号において「平成二十七年改正前の地方税法」という。）附則第五十五条第一項」に改め、同項第二号中「法附則第五十五条第一項」を「平成二十七年改正前の地方税法附則第五十五条第一項」に改める。

附則第十六項中「附則第五十五条の二第二項第一号」を「附則第五十五条第一項第一号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中宮城県県税条例附則第十五条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第十四項の規定は、同年五月二十九日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第二十七条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条の四の二第一項及び第三項の規定は、平成二十七年分までの個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条及び第七条の二の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十九条第一項第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた新条例附則第十条の二第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号イに規定する付加価値額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第八項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の宮城県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十条の二第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第八項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在に

おける旧条例附則第十条の第二項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号ハに規定する所得を新条例附則第十条の第二項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の第二項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

7 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

8 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた新条例附則第十条の二第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

額）

三 当該事業年度の旧条例第三十九条第一項第一号ハに規定する所得を法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の二第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

9 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

10 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

11 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

12 新条例附則第十一条の六第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

13 新条例附則第十五条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

14 新条例附則第十五条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

15 新条例附則第十六条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

16 施行日から平成二十七年五月二十八日までの間における新条例附則第十五条及び第十六条の規定の適用については、新条例附則第十五条第一項中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、新条例附則第十六条第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九條第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第一項」とあり、同条第一項（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二條第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二條第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九條第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは、「鳥獣保護法第九條第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

17 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成二十七年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち宮城県税条例第百六十四條第二項第一号及び附則第十六條第一項第一号の改正規定中「及び附則第十六條第一項第一号」を削る。